

その他検討項目 対処方針シート

【その他 物流】

規制改革事項	輸出通関における保税搬入原則の見直し	
規制の概要	<p>我が国では、輸出通関申告に際しては保税地域に搬入した後でなければ申告ができない(保税搬入原則:関税法67条の2)。</p> <p>例外的に、コンプライアンス・法令順守の体制が確立されている等一定の要件を満たす事業者(AEO制度: Authorized Economic Operator(認定事業者)、平成18年導入)には保税地域以外からの輸出申告を認めている(関税法67条の3)。</p>	
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸出通関は、保税地域に搬入することなく、どこからでも申告できるようにすることで、貨物のリードタイムの短縮、物流コストの低減が期待でき、我が国の成長戦略に資する。 ● 米国では輸出に際して商務省に対する届出のみであり税関に申告する制度はなく、また、韓国・カナダでも、貨物を特定の場所に搬入する義務はない。 	
要望具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ● 保税搬入原則の撤廃により、保税倉庫での積み卸し・申告・積み込み作業等が不要となるため、リードタイムを平均1日程度削減することが可能となり、在庫圧縮を含めた物流改善により相当程度の経済効果があると考えられる。 ● 我が国の国際競争力強化のためには、諸外国と同程度の輸出通関コストにするべきである。 	
担当府省	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	<p>1. 総論</p> <p>我が国税関においては、規制物品の取締りと円滑な物流の両立を図っている。</p> <p>2. 輸出規制物品の水際取締り等</p> <p>我が国においては、国際的な平和の維持、児童の権利保護、地球環境の保護等を目的とした条約・国際約束及びこれらを踏まえた我が国の法令、また、知的財産権の保護等の観点から輸出が規制されている物品があり、これらを受け、関税法において、輸出規制の対象となる物品の水際取締りを税関において行うことが規定されている。</p>
からの回答	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	

<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>また、我が国においては、輸出された貨物について消費税が還付されることとなっている。</p> <p>我が国における輸出申告は、関税法第67条の2の規定に基づき、税関の管理下にあり外部とのアクセスから遮断されている保税地域に申告に係る貨物を入れた後に行うこととされている。仮に、輸出手続の過程において保税地域への搬入が全くないとした場合には、例えば、税関が検査の有無を判断しこれを輸出者に通知した時点、検査が終了した時点、許可した時点以降において、不正貨物等の荷抜き、すり替え、差し込み、又は荷抜きによる数量ごまかしを誘発させるリスクが高まることから、こうした規制貨物の不正輸出防止や、輸出貨物に係る消費税の不正還付の防止を図る上で、これは必要な措置であると考える。</p> <p>3. 国際物流の円滑化</p> <p>国際貿易においては、規制貨物の不正輸出等を防止しつつ円滑な物流に配慮する必要がある。</p> <p>このため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守体制が整備された事業者として、予め税関長の承認を受けた輸出者にあつては、輸出しようとする貨物を保税地域等に入れることなく輸出申告し、その許可を受けることができることとしている。</p> <p>また、手続きの電子化を推進するとともに、輸出申告前に申告関係書類を予め審査をすることで迅速な通関を可能とする予備審査制の導入や、夜間・休日における恒常的な通関需要に対応するための体制整備などの措置を講じるとともに、各種情報を活用することにより、適正な申告が行われていない可能性が高い貨物と低い貨物を区別し、前者について重点的な審査等を実施することにより、適正かつ迅速な通関に努めているところである。</p> <p>今後、事実関係の更なる調査を含め、慎重な対応が必要である。</p>
<p>当該規制改革事項に対する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状は、保税搬入原則に基づいて保税地域に搬入された貨物の95%以上が、NACCS(通関情報処理システム)入力と同時に通関が許可されており、税関職員による現物検査は行われていない。また、保税搬入原則が撤廃されても、全ての輸出貨物は物理的にコンテナヤード等に必ず搬入されるため、疑わしい貨物に対する最終チェックは諸外国と同様に可能であり、保税検査場での検査可能性は従来どおり担保される。

	<ul style="list-style-type: none"> ● AEO制度は平成 18 年に導入され認定輸出者は大企業を中心に約 230 社であるが、AEO制度では品目ごとの管理が必要であり、全品目を対象とするためには、書類申請コスト(品目ごとの輸送経路の事前届出等)、管理コスト(申請と異なるルートでは運送不可)が大きいため、事実上中小事業者には認定が不可能であり、大企業においても負担は完全には軽減されていない。
<p>対処方針</p>	<p>我が国産業の国際競争力強化のため、以下のとおり輸出通関における保税搬入原則を撤廃すると共に、リードタイム短縮・コスト削減とセキュリティ確保との調和を図る新たな輸出通関の制度設計に着手し、結論を得る。</p> <p style="text-align: center;"><平成 22 年度検討・結論></p> <p>関税法 67 条の 2 等に規定される保税搬入原則を撤廃する。</p> <p>NACCS(通関情報処理システム)申告時における税関官署窓口の一本化と情報の共有化を図る。</p> <p>蓄積された情報により、疑わしい事業者・貨物へ検査資源を集中し、違反者に対しては厳格な罰則規定を設ける等、不正輸出の抑止を図る。</p>

【その他 物流 】

規制改革事項	内航海運暫定措置事業の廃止	
規制の概要	<p>昭和41年より続けられていた船腹調整事業の解消に伴う引当営業権の補償を目的として、内航海運組合法8条に基づき、内航総連により、平成10年より開始された事業（同法18条により独占禁止法適用除外）。</p> <p>内航総連が、船舶の解撤者に対して交付金を交付し、建造者から納付金を納付させる内容。必要な資金は、内航総連が、(独)鉄道・運輸機構や金融機関等からの借入金により調達しており、納・交付金の収支が相償った時点で同事業は解消する。</p>	
規制改革要望・賛成の意見等	<p>納・交付金の差額として多額の債務があり、今後の建造状況の如何によっては、同事業が終了するまでには相当程度の期間を要するものと考えられる。内航海運は経済効率性が高く、環境保全の面でも優れており、新規参入や代替建造の障害となっている同事業を、公的資金の投入などの施策を講じ、できるだけ早期に解消させるべきである。</p>	
要望具体例、経済効果等	<p>納付金により新規参入や代替建造の障害となっている。(建造船価約5～6億円の一般貨物船に対する納付金は、新規参入：1.3億円、代替建造：0.5億円程度)</p>	
担当府省からの回答	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	<p>本事業については、日本内航海運総連合会に本事業に係る借入金があるため直ちに終了することは困難であるが、同事業が円滑かつ着実に実施されるよう必要な資金の一部に対して政府保証を行い支援しているところである。</p>
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<p>本事業については、日本内航海運総連合会に本事業に係る借入金があるため直ちに終了することは困難であるが、同事業が円滑かつ着実に実施されるよう必要な資金の一部に対して政府保証を行い支援しているところである。</p>

<p>当該規制改革事項に対する基本的考え方</p>	<p>1 .同事業が終了するまでの、今後の見通しがについておらず、今後の建造状況の如何によっては、相当程度の期間を要するものと考えられる。</p> <p>2 . 納付金制度により競争が制限的(新規参入や代替建造の障害)になっていること、 (独)鉄道・運輸機構の借入金に政府保証をつけていること、 モーダルシフトの推進、省エネ船の導入を促進させる必要があることから、政府として早期解消に努める必要がある。</p>
<p>対処方針</p>	<p>国土交通省において、日本内航海運組合総連合会と協議の上、毎年度、内航海運暫定措置事業の解消までの資金管理計画を作成・公表する。 <平成 22 年度開始></p> <p>また、船舶の新規参入・代替建造の障害を取り除くべく、当該事業の改善策について検討し、結論を得る。</p> <p><平成 22 年度検討・結論></p>

【その他 物流 】

規制改革事項	外航海運に関する独占禁止法適用除外制度の見直し
規制の概要	<p>価格、数量、販路等のカルテルは、公正かつ自由な競争を妨げるものとして、独占禁止法上禁止されている（第3条）。しかし、外航海運に係る船社間の協定については、海上運送法第28条により独占禁止法の適用が除外されている。</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>平成11年の適用除外制度の見直し時に同制度を維持するとした理由(海運同盟は運賃安定効果があり荷主にとっても望ましい、 米国、EU 等との国際的な制度の調和を図ることが必要) は今日では認められないため、適用除外を見直すべき。</p>
要望具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外航海運に係る船社間協定については、海上運送法28条により、独占禁止法の適用が除外されている。カルテルは、通常の世界では、商品の価格を不当に引き上げると同時に、非効率な事業者を温存し、経済を停滞させるため、規制されており、日本及び諸外国でも課徴金、刑事罰の対象となる行為である。外航海運に係る船社間協定によって、海上運賃は高いレベルにとどまり、船社の競争力、日本の製造業の競争力、消費者に悪影響を与えているおそれがある。 ・ 外航海運に係る船社間協定については、歴史的経緯等の理由で、カルテルが認められてきたが、公正取引委員会は、利用者である荷主の利益を害しているおそれがあること、欧州連合は、平成20年10月から適用除外制度を廃止したこと等、平成11年の適用除外制度の見直し時に同制度を維持するとした理由は今日では成立していないため、国土交通省に対し、適用除外制度の要否を検討し、判断するよう求めている。
担当府省	<p>上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方</p> <p>1 . 国家戦略の観点：アジア等諸外国が適用除外制度を維持する中、我が国が制度を廃止するのは不相当 我が国が独禁法適用除外制度を廃止した場合、北米航路等において、制度が存続するアジア各国に寄港</p>

するサービスへの切り替えが進み、定航各社による日本寄港サービスの縮小が加速化する可能性が高くなる。

独禁法適用除外制度の廃止は、独占・寡占企業の市場支配力の強化を助長する恐れがあり、EU 企業が寡占化を強める中で EU が独禁法適用除外制度を廃止したからといって、日本が追随して適用除外制度を廃止することは全く適当でない。

2. 荷主利益の観点：適用除外制度が廃止されるとむしろ荷主への不利益をもたらすおそれが高い

運賃・サーチャージが一方的に通告されることと、独占禁止法適用除外制度自体は後述する実情に照らすと無関係で、むしろ制度があることで船社と荷主の対話や調整が可能となっている。実際、EU の競争法適用除外廃止後、サーチャージのひとつである THC(ターミナルハンドリング・チャージ)が各船社の個別設定により荷主に 8～47%の負担増となったように、欧州航路では、船社間の調整や船社と荷主の対話調整の場がなくなったため、かえって個別船社による一方的なサービス縮小、サーチャージ設定が行われるなど荷主に悪影響を与えている。

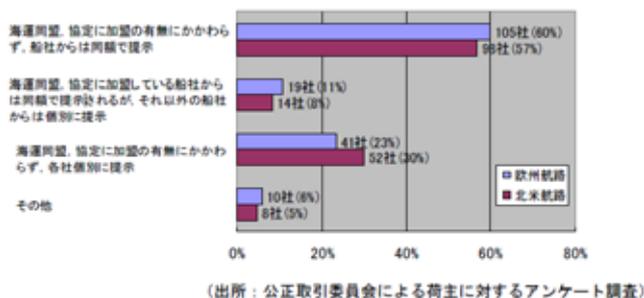
拘束力のある運賃の設定等を内容とする「海運同盟」は形骸化しているが、拘束力のない運賃修復ガイドライン等を内容とする「航路安定化協定」は、拘束力がなく個々の契約を縛るものでない上に、むしろ、船社が提案する運賃修復幅等が公に通知されることで、荷主にとって運賃交渉時の有益な情報(目安)になるとして、荷主から評価する声が聞かれており、荷主にとっても意義があるものである。また、船社間のコンソーシアム(アライアンス)は、様々な事業の合理化・効率化のために組まれており、加盟船社間でも競争が行われている(EU においてもコンソーシアムについては適用除外が認められている)。

以上のように、我が国において適用除外制度を廃止した場合、運賃・サーチャージ等の料金が船社と荷主の対話や調整の場もなく、荷主にとって好ましくない形で設定・変更され、特に中小荷主の意向反映が一層困難となって、荷主及び消費者が不利益を被る状況が生じ得る。

		<p>3. 競争政策の観点：日本の適用除外制度は、不当な競争制限を排除できる仕組みであり、競争政策上も適切な制度</p> <p>日本の適用除外制度は、欧州が廃止前に制度化していた包括適用除外ではなく、個別適用除外である。現行制度は、問題がある場合、国土交通省が変更・禁止命令ができるほか、申請の内容は、国土交通省から公正取引委員会へ通知され、必要があれば、公正取引委員会から国土交通省に処分請求できる二重のチェック体制となっており、不当に競争制限的な取り決めに対しては排除できる仕組みとなっている。</p>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>上記 1 - 、 2 - の問題が生じる。</p>
<p>当該規制改革事項に対する基本的考え方</p>		<p>1（適用除外制度廃止のメリット）</p> <p>外航海運に係る船社間協定により海上運賃は高いレベルにとどまっているおそれがあり、日本の製造業の競争力、船社の競争力にも影響していると考えられ、適用除外制度の廃止によって、海上運賃の引き下げ等によって需要者の利益になる、船社の競争力の向上にもつながるとの指摘がある。</p> <p>2（適用除外制度のデメリット）</p> <p>外航海運に係る船社間協定は利用者の不利益となっているおそれがあると考えられ、特に中小の荷主が不利益を受けているとの指摘もある。例えば、アジア域内の航路安定化協定ガイドラインに基づく THC(ターミナル・ハンドリング・チャージ)に関して、約 2 倍の値上げが、算定根拠が不明のまま、一方的に荷主に対して通告されており、ガイドラインに実質的な拘束力が認められるのではないかとの見方がある。また、平成 18 年 12 月に公表された公正取引委員会の研究会報告書においても、「運賃以外のサーチャージに関する船社間協定や協調的な運賃引上げ(運賃修復)には実効性があるが、船社の実コスト以上に請求している可能性があり、また、算定根</p>

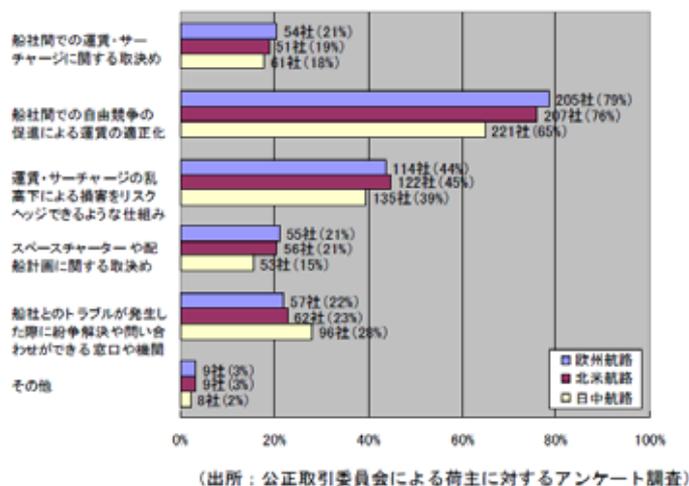
拠が不明確であること、一方的に通告されるとの荷主の意見があること等から、荷主（利用者）の利益を害しているおそれがある」と指摘されている。

（参考：サーチャージ改訂があった場合の船社からの提示方法（欧州航路及び北米航路））



平成 18 年 3 月に実施（発送数 1,970 社、回収数 1,066）

（参考：各航路において荷主が必要と考える仕組み）



同上

3（適用除外制度廃止のデメリットに対する見解）

（1）適用除外制度廃止により、定航各社の日本直航寄港サービスの縮小が加速化するとの見解については、寄港サービスの減少は、適用除外制度の有無ではなく、日本の港湾の国際競争力や荷主の需要の問題であるとの指摘がある。この点、欧州委員会は、適用除外制度の廃止により船社のサービスの品質及び技術開発が改善され、ひいては EU 域内の産業の国際競争力が向上するとの見通しを示している。

	<p>(2) 独禁法適用除外制度の廃止は、独占・寡占企業の市場支配力の強化を助長する恐れがあるとの見解については、そもそも EU では適用除外廃止前から市場の寡占化が進んでいるとの指摘がある。また、仮に独占・寡占につながるとしても、その弊害は他の産業分野と同様に競争当局による企業結合規制や違反事件審査によって対処可能であるとの見解がある。</p> <p>(3) 適用除外制度を廃止した場合、船社と荷主の対話や調整の場もなく、荷主及び消費者が不利益を被る状況が生じるとの見解については、上述のとおり、そもそも外航海運に係る船社間協定は利用者の不利益となっている、特に中小の荷主が不利益を受けているとの指摘がある。また、船社と荷主との間で対話の機会は形式的なもので、実際は運賃・サーチャージについて一方的通告によるとの荷主の声がある、そもそもカルテルがあるから協議が必要になったのであり、カルテルがなければ通常の業界と同様、各社で自助努力で交渉を行って価格を決めることであるとの指摘がある。</p> <p>4 (結論)</p> <p>カルテルは通常の業界では規制されており、他の産業分野においてカルテルが摘発された場合課徴金が課され、場合によっては刑事罰の対象となることなどに鑑み、外航海運業界についても、適用除外制度を維持すべき理由がなければ、制度を廃止すべきものと考えられる。これについて、現在の適用除外制度については、上述の通り利用者の不利益となっているおそれがあると考えられるなど制度を見直すべきとの見解がある一方、適用除外制度を見直すことにより日本寄港サービスの縮小が加速化するおそれがあるなど慎重な意見もみられることから、更に詳細な検討を行う必要があると考えられる。</p>
<p>対処方針</p>	<p>カルテルは通常の業界では規制されており、適用除外制度を維持すべき理由がなければ、同制度を廃止すべきものであることを踏まえ、国土交通省において、外航海運に関する独占禁止法適用除外制度を見直し、結論を得る。</p> <p style="text-align: right;"><平成 22 年検討・結論></p> <p>その結論について、独占禁止行政を所管する公正取引委員会と協議し結論を得る。</p> <p style="text-align: right;"><平成 22 年度結論></p>

【その他 金融】

規制改革事項	特定融資枠契約(コミットメントライン)の借主の対象範囲の拡大
規制の概要	<p>特定融資枠契約に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が大会社(資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社)、資本額が3億円を超える株式会社、特定債権等譲受業者、特定目的会社等である場合に限定されている。</p> <p><根拠法令> 特定融資枠契約に関する法律第2条</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>国・地方公共団体・独立行政法人等十分な金融・法務知識を有する先やプロジェクトファイナンス等のSPC、適格借入人と実質一体である連結子会社等については金融機関の優越的地位濫用の懸念も無く、適用除外とすべき。</p>
要望具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本法趣旨である経済的弱者保護、金融機関の優越的地位濫用防止は銀行法等により厳しく規制されている上、各金融機関においても適切な金融監督行政の下、借り手側の保護及び業務の健全性、適切性等の観点から顧客保護管理体制が整備されている。 ・ そうした状況下、資本金3億円以下の中小企業についても一律適用対象として中小企業の資金調達手段を制限することは適当ではない。 ・ また、近年資産流動化業務において、株式会社と同様に合同会社や有限責任中間法人、あるいはその他の特別目的会社が利用されるケースが増加している。これらの主体との間で、流動性補完のためにコミットメントライン契約を締結することができれば、資産流動化業務の更なる進展が図られる。 ・ 上記については経済団体、金融業界団体から規制改革要望がだされている。
担当府省か	<p>法務省刑事局</p> <p>特定融資枠契約に関する法律が適用される場合、同法所定の手数料について、利息制限法及び出資法のみなし利息の規定の適用が除外される結果、上限金利規制と無関係に同法所定の手数料の取得が可能となる</p>

<p>らの回答</p>		<p>ところ、同法の適用対象範囲を拡大することについては、金融機関は特定融資枠契約によって実質的に高金利を得ることが可能となることから、借り手側の法的知識が不十分であることに乗じて優越的な地位を濫用し借り手に特定融資枠契約を押し付けることによる弊害が発生するおそれがあるため、慎重に検討する必要がある。</p> <p>法務省民事局</p> <p>特定融資枠契約に関する法律が適用される場合、同法所定の手数料について、利息制限法及び出資法のみなし利息の規定の適用が除外される結果、上限金利規制と無関係に同法所定の手数料の取得が可能となる</p> <p>ところ、同法の適用対象範囲を拡大することについては、金融機関は特定融資枠契約によって実質的に高金利を得ることが可能となることから、借り手側の法的知識が不十分であることに乗じて優越的な地位を濫用し借り手に特定融資枠契約を押し付けることによる弊害が発生するおそれがあるため、慎重に検討する必要がある。</p> <p>金融庁</p> <p>特定融資枠契約に関する法律が適用される場合、同法律所定の手数料について、利息制限法及び出資法のみなし利息の規定の適用が除外される結果、上限金利規制と無関係に同法律所定の手数料の取得が可能。</p> <p>同法律の適用対象範囲を拡大することについては、金融機関は特定融資枠契約によって実質的に高金利を得ることが可能となることから、借り手側の法的知識が不十分であること等に乗じて優越的な地位を濫用し借り手に特定融資枠契約を押し付けることによる弊害が発生するおそれが無いか等の観点から、慎重に検討する必要がある。</p>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>法務省刑事局</p> <p>特定融資枠に関する法律の適用となる借主の範囲拡大については、上記のよう弊害も考えられることから、まずは、借り手側の特定融資枠契約を利用したいといったニーズやその際の弊害等について、特定融資枠契約に関する法律の共管官庁であり、金融業務を所管する金融庁において、その把握がされる事が必要である。</p> <p>その上で、上記のような弊害を防ぐための方策等に</p>

		<p>についても、金融庁とともに検討を進めることとしたい。</p> <p>法務省民事局</p> <p>特定融資枠に関する法律の適用となる借主の範囲拡大については、上記のような弊害も考えられることから、まずは、借り手側の特定融資枠契約を利用したいといったニーズやその際の弊害等について、特定融資枠契約に関する法律の共管官庁であり、金融業務を所管する金融庁において、その把握がされる事が必要である。</p> <p>その上で、上記のような弊害を防ぐための方策等についても、金融庁とともに検討を進めることとしたい。</p> <p>金融庁</p> <p>特定融資枠契約に関する借り手側のニーズ等について、その把握に努め、拡大可能な借主の対象範囲の検討を進めるとともに、上記のような弊害を防ぐための方策についてもあわせて検討を進める。</p>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>無し</p>
<p>当該規制改革事項に対する基本的考え方</p>		<p>借り手側の法的知識が不十分であること等に乗じて優越的な地位を濫用し借り手に特定融資枠契約を押し付ける事による弊害が発生するおそれがあるのではないかと。[優越的地位の濫用]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本来、特定融資枠契約自体に利用者制限を設ける事が平等性に欠けており撤廃すべきだが、[優越的地位の濫用]懸念があり、経済的弱者保護の観点から一定の制限を設けている現況も理解できる。しかしながら、借主の対象範囲外となっている中には、[優越的地位の濫用]が行われる可能性が極めて低い借り手側もあり、今一度借主の対象範囲見直しが必要。 2. 具体的には、どの借り手がどの程度特定融資枠(コミットメントライン)について知識を有しており、どの程度利用したいというニーズを有しているか具体的に把握できれば、対象範囲の拡大可能な借主を細分化し、[優越的地位の濫用]も含め検討すること

	<p>が可能。</p> <p>3 .本件については借り手側全体の理解度・ニーズについて具体的な調査結果が少なく、借り手側を細分化した調査は実施されていないことから、必要に応じ下記調査結果を収集した上で細分化した借り手側毎に、[優越的地位の濫用]の可能性等を検討し、借主の対象範囲拡大先について結論を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借り手側全体の理解度・ニーズについて具体的なアンケート調査 ・ 借り手側を細分化（事業体・規模別等）した理解度・ニーズについて具体的なアンケート調査
<p>対処方針</p>	<p>特定融資枠契約（コミットメントライン）に関する借り手側の理解度・ニーズについて、借り手側の属性（事業体・規模別等）に細分化したアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ検討の上、結論を得る。</p> <p style="text-align: center;">＜平成 22 年度 調査・検討・結論＞</p>

【その他 金融】

規制改革事項	「新しい公共」を支える金融スキームの拡充（NPOバンクを通じたNPO等の資金調達円滑化）	
規制の概要	<p>改正貸金業法、同法施行規則ではNPOバンクにも以下の規制が適用されることとなっている。</p> <p>指定信用情報機関への情報提供義務 貸付業務経験者の確保義務 総量規制 貸金業務取扱主任者の設置義務</p>	
規制改革要望・賛成の意見等	NPOバンクに対して上記規制を緩和することで、「新しい公共」を担うNPO等への資金調達が円滑化される。	
要望具体例、経済効果等	全国NPOバンク連絡会からは、上記を含めた規制緩和要望が、金融庁及び金融庁政務三役に直接提出されている。	
担当府省からの回答	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	<p>【要望 及び】 NPOバンクが実施している「生活困窮者向けの貸付け」や「特定非営利活動として行われる貸付け」などについて、一定の要件を満たす場合は、指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務を免除、総量規制を適用除外とすることを検討する。</p> <p>【要望】 一定の要件を満たす場合は、貸付業務経験者の確保義務を免除することを検討する。</p> <p>【要望】 貸金業務取扱主任者の試験は、貸付業務を行う際に必要となる貸金業法や民法等の知識を問うものであり、貸付業務を行う以上、NPOバンクだけ緩和することは困難。</p>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	<p>【要望 、 、】 改正貸金業法の施行（本年6月18日）と同時に措置する予定。</p>

<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>【要望】 貸金業務取扱主任者の設置義務を緩和した場合、貸金業法や民法等の法制度に沿った適切な貸付けが行われず、借り手の保護が損なわれるおそれがある。</p>
<p>当該規制改革事項に対する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい公共」を担うNPO等が資金調達を行う際、NPOバンクは重要な調達先となる。 ・悪質な業者の参入排除、出資者の保護に十分留意した上で、貸金業法の規制から除外されるべきである。
<p>対処方針</p>	<p>「新しい公共」を担うNPO等の資金調達を円滑化するために以下の措置を行う。</p> <p>貸金業法施行規則第五条の三第二項の要件を満たす貸金業者(以下NPOバンクという)が行う生活困窮者向けの貸付と特定非営利活動(特定非営利活動促進法第二条第一項)に係る事業に対する貸付については、一定の要件の下に、指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務を免除し、総量規制の対象外とする。</p> <p>一定の要件を満たすNPOバンクについては、代替的な体制整備を要件に貸付業務経験者確保義務を免除する。</p> <p>NPOバンクで貸付業務取扱主任者の資格試験導入以前から貸金業務取扱主任者とされていた者は一定期間を限度に引き続き主任者として認める。</p> <p style="text-align: right;"><平成22年度措置></p>

【その他 金融】

規制改革事項	「新しい公共」を支える金融スキームの拡充(いわゆる信用生協の業務範囲等に関する規制緩和)	
規制の概要	地域生協は、都道府県の区域を越えて貸付事業を行うことができない。 生協で貸付事業を行うには純資産額 5,000 万円以上が要件となっている。	
規制改革要望・賛成の意見等	・ 県域規制の撤廃により、既に実績のある信用生協が隣接県で貸付を行うことが可能になり隣接県の多重債務者等生活困窮者が生活再建を行うことが可能になる。	
要望具体例、経済効果等	・ 設立時の 5,000 万円の純資産要件がネックとなり、信用生協の新設ができなかったため、隣接県の信用生協が構造特区の申請を行い貸付事業につき県域規制の緩和を求めたが認められなかった例がある。	
担当府省からの回答	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	県域規制の緩和については対応可能。 純資産要件の緩和については対応困難。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	・ 県域規制について 貸金業制度 P T における改正貸金業法の完全施行への対応案を踏まえ、本年 6 月を目途に省令改正を行い、一定の要件を満たす貸付事業を行う地域生協について県域規制を緩和する予定。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	・ 純資産要件について 改正貸金業法の純資産要件を改正せずに、生協のみ要件を緩和した場合には、純資産額要件を満たさない貸金業者が生協の貸付事業に脱法的に流入し、事業が安定的でなく法令遵守意識の低い事業者により、利用者に不利益が及ぶおそれが生じる。
当該規制改革事項に対する基本的考え方	1 . 多重債務者、生活困窮者の生活再建支援はセーフティネットとして重要な課題である。 2 . 既存の信用生協は貸付業務を通じて組合員の生活再建に一定の実績を持っており、県域規制の緩和、新規参入要件の緩和によりセーフティネットを広げていくべき。	

	<p>3. その際、悪質な業者の参入排除、出資者（投資家）保護、借主保護には十分留意すべきであるが、弊害防止措置を講じることで対応可能。</p>
<p>対処方針</p>	<p>貸付事業を行う地域生協について、県域規制を緩和することとし、省令改正を行う。＜平成 22 年度措置＞</p> <p>貸付事業を行う地域生協の純資産要件については、一定の要件を満たす地域生協に限り、悪質な業者の参入排除、出資者保護等の弊害防止措置を講じた上で純資産額を引き下げることにつき検討を行い、結論を得る。</p> <p style="text-align: right;">＜平成 22 年度検討・結論＞</p>

【その他 金融】

規制改革事項	金融商品取引法による四半期報告の簡素化
規制の概要	<p>上場企業は、四半期開示に係る決算短信を決算日後30日以内に提出し、各種経営情報や財務諸表注記事項を付加した四半期報告書を監査法人による監査証明を受けて決算日後45日で提出することとなっている。また、記載項目の重複やインターネット等で取得が容易な項目も含まれる。</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>投資家保護の観点から、より多くの情報の記載義務が設けられたものの、かえって重要な項目が明瞭でなくなっている可能性がある。</p> <p>投資家にとって利用価値の乏しい項目を削除し、重要な項目のみに簡素化することで、投資家が投資判断をおこなううえで重要な情報が明瞭化する。</p>
要望具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期決算短信と四半期報告書を整理統合すべき。 ・ 記載項目の削減及び内容の簡素化(例:「株価の推移」等データの取得が容易な項目を省略するなど、経営情報や注記項目投資判断に重要な項目に限定する)
担当府省からの回答	<p>取引所の自主ルールによる四半期開示については、投資者及びアナリスト等から、当該情報に虚偽記載等がある場合でも罰則が適用されない、また、四半期財務諸表の作成基準について一層の統一を図り、公認会計士又は監査法人による四半期財務諸表の監査証明を義務付けるべきとの指摘があったことも踏まえ、投資者保護の観点から、四半期開示を法律に基づく制度として導入することとしたものである。45日以内に提出し、罰則で担保されている四半期報告書と、罰則で特に担保されず、開示項目も少なく迅速性の観点からの機能が重視されている取引所における四半期開示は、役割分担がなされているものと考えられる(なお、発行体の負担等を考慮した場合、法定開示を45日より短縮するのは現時点では、困難)。</p> <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <p>【四半期報告書の記載事項の簡素化】 四半期報告書の記載事項(「株価の推移」等)について、発行者、投資者等のニーズ、投資者保護の観点を踏</p>

	まえつつ、簡素化を検討しているところ。
【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等	<p>【四半期決算短信と四半期報告書の整理統合】</p> <p>仮に法定開示を廃止した場合、虚偽記載に対する罰則により担保された情報が提供されない、作成基準が統一され、監査が行われた情報が開示されない等の問題が生じる。</p> <p>また、仮に取引所による開示を廃止した場合、迅速性の観点からの投資情報が市場・投資者に提供されないこととなる。</p>
当該規制改革事項に対する 基本的考え方	<p>四半期報告書について、下記の事項を中心に簡素化を実施すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計期間を四半期か四半期累計かのどちらか一方とする ・ 株価の推移等、入手が容易な情報は記載不要とする ・ 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、内容に変更があった場合を除いて記載不要とする ・ 従業員の状況について、提出会社（単体）は記載不要とし、連結のみとする
対処方針	<p>四半期報告書の記載事項の簡素化について検討を行い、結論を得る。</p> <p style="text-align: right;">＜平成 22 年度検討・結論＞</p>

【その他 その他】

<p>規制改革事項</p>	<p>石油備蓄等における特定屋外貯蔵タンクに係る開放検査の合理化</p>
<p>規制の概要</p>	<p>特定屋外貯蔵タンクの基本開放周期は、旧法旧基準タンクを除けば、1万KL以上が7～8年、1万KL未満が12～13年と規定されている(危険物の規制に関する政令第8条の4、危険物の規制に関する規則第62条の4、第62条の5)。</p> <p>また、タンクの溶接部検査における磁粉探傷試験の合格基準として、線状磁粉模様割れがない場合は4mm以下と定められている(危険物の規制に関する規則第20条の8)。</p>
<p>規制改革要望・賛成の意見等</p>	<p>タンクの開放点検は、その周期や検査基準が厳格に定められているため、7～10ヶ月に及ぶ長期間の工期が製造計画や貯油率に影響し、操業経費の増加が国民負担へ繋がっている。</p> <p>腐食はその使用条件によって個々に異なるものであり、タンク毎の腐食速度を基に開放検査周期の設定を行うべきである。</p> <p>また、溶接部検査においては、肉眼で割れがないことが明らかな場合、4mm以下の線状磁粉模様は合格となるにも関わらず、必ず溶接部表面を研削するように指導され、検査に多大な時間と労力を要している。割れのない4mm以下の線状磁粉模様は、表面を削ることなく評価すべきである。</p>
<p>要望具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年11月行政刷新会議における事業仕分けにおいて、国家備蓄に係るコストが多すぎると指摘があり(平成22年概算要求額：48,000百万円)、タンク検査も可能な範囲で間隔規制を緩和すべきとされた。 ・国家備蓄に係るタンクのみならず、民間事業者のタンクの開放検査周期も安全な範囲で延長することによって、タンク繰りが容易となり、大幅なコストダウンが実現可能である。

<p>担 当 府 省 か ら の 回 答</p>	<p>上記規制改革要望・賛成の 意見等への考え方</p>	<p>開放点検周期や検査基準は過去の大規模危険流出事故の教訓を踏まえ、タンクの安全性を維持するために定められている。</p> <p>前段について：</p> <ul style="list-style-type: none"> 開放点検の周期は、タンクに講じられている保安のための措置の状況に応じて定められており、「規制の概要」に記された周期の他に、1万kl以上のタンクについては10年、13年、千kl以上1万kl未満のタンクについては14年、15年の周期とすることが可能である。 現在の開放点検時には、コーティングの補修、腐食に対する補修及び底部の溶接部に関する補修が多数実施されており、これらの補修が実施されることにより、保安の確保が図られているところである。なお、本年4月から、事故の発生状況、腐食の実態等の評価を行った上で、保安検査のあり方について検討していく予定である。 <p>後段について：</p> <ul style="list-style-type: none"> タンク本体からの流出事故の主たる要因は、腐食と溶接部からの破断である。そのため、溶接部の健全性の確認は、タンクの安全性を確保する上で、きわめて重要な検査である。 長さが4mm以下の疑似模様か欠陥磁粉模様か判別できない磁粉模様が単独で現れた場合であっても、次のいずれかに該当する場合は不合格となる。当該磁粉模様が割れに起因する欠陥磁粉模様である場合。疑似模様を排除した後の欠陥磁粉模様の形状が一定の場合（この場合ブローホールの存在が疑われる。）に実施する浸透探傷試験の指示模様の長さが4mmを超える場合。そのため、疑似模様か欠陥磁粉模様か判別できない磁粉模様が4mm以下だからといって直ちに合格とはならない。 なお、溶接部表面の凹凸等がある場合は、の合否判定が困難であり、JIS G0565「鉄鋼材料の磁粉探傷試験方法及び磁粉模様の分類」等の手順に従って試験を行う必要がある。研削する必要性の判定についてもこれら規格を参照されたい。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	

<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<p>後段について 要望内容は現在の検査のレベルを低下させるものであり、われやブローホールなどの溶接部欠陥を検査時に見落とすおそれがあることから、溶接部の破損による危険物流出事故の発生危険性を高めてしまうことになる。このような理由から補完措置はない。</p>
<p>当該規制改革事項に対する 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非破壊検査に係る技術革新は進展しており、タンク底板の肉厚測定値も連続測定等によって高い精度が得られるようになっている。 ・ さらに、設備の保全は、時間計画保全から、保全の合理化や設備利用率の向上を目的とした状態監視保全に移行してきており、適宜タンクの腐食状況をモニタリングし、腐食の進行の把握を行う場合には、定期開放検査と組み合わせることで、安全を担保することは可能である。 ・ 現在の開放検査の延長に関する検討会では、容量1万kl以上の新法タンクのみを対象としている(対象タンク617基、基本周期8年)が、データに基づいて検証を行うことから、同一基準ではなくとも旧法第二段階基準(対象タンク1,743基、基本周期7年)のタンクも同様に周期の延長を検討すべきである。 ・ タンクの溶接部検査においては、多くの場合、検査時に発見される磁粉模様には割れがあるか否か、また、当該模様が溶接部欠陥に起因するか否かの判断を目視にて可能という指摘があり、判断に支障をきたす場合にのみ研削して再検査するよう、合理化を図るべきである。
<p>対処方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新法・旧法タンクとも、連続板厚測定により、腐食の進行をより正確に把握した上で、タンクの開放検査周期の延長を検討し、結論を得る。＜平成22年度中検討・結論＞ 2. 肉眼で割れていないことが明らかに判断可能である4mm以下の磁粉模様は研削を不要とするよう通知する。＜平成22年度中措置＞

【その他 その他】

規制改革事項	P F I の拡大に向けた制度改善
規制の概要	・公共施設の建設、運営等を民間事業者の能力や創意工夫を活用することにより、効率的で質の高いサービスの提供を可能とする P F I (Private Finance Initiative) は、 P F I 法に基づき、実施される。
規制改革要望・賛成の意見等	・ P F I に係る法制度は、入札方法から契約の形態に至るまで、硬直的な従来の公共事業の発想、枠組みが根底にあるため、民間の創意工夫やノウハウが発揮されにくい状況にある。したがって、段階的に優良な事業者が絞り込まれていくような多段階選抜や管理者等と民間事業者間での十分な意志疎通を促す競争的対話方式の導入を図るべき。
要望具体例、経済効果等	・民間事業者選定手続きの整備 ・ハコモノから運営重視型事業のさらなる活用による福祉・環境等新たな分野へ拡大
担当府省からの回答	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方
	・現在、 P F I 推進委員会において検討中
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容
【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	・現在、 P F I 推進委員会において他省庁と連携の下、 P F I 制度の改正も視野に入れた検討を行っている。
当該規制改革事項に対する基本的考え方	・これまで各種ガイドラインの策定や民間事業者選定と協定手続きに関する関係省庁申し合わせなどを行い、 P F I の事業環境を改善する法制度の整備が進められてきたが、依然見直しを求める声は大きい。 ・本来、事業計画の概要も含めた民間事業者による提案とその内容の検討は、管理者と民間事業者との価格を含めたあらゆる側面における話し合い・交渉を通じて行われるべきところ、現在は入札時の全体説明会のみ

	<p>で不十分である。さらに、入札審査は予定価格を上回ると即失格になるため、民間事業者はこれを下回るよう提案することが少なくなく、現行の選定手続きではノウハウが発揮されにくいと言わざるを得ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・したがって、法制度の抜本的改革を英国の取り組みを参考にしながら、関係法制度の改正をはじめとする環境整備について、さらに積極的な改善を進めるべきである。
<p>対処方針</p>	<p>P F I 事業において、民間の創意工夫やノウハウを十分に活用するため、P F I 制度の中に、多段階選抜・競争的対話を明確に位置付けることについて、P F I 法の法改正を含め検討し、結論を得る。</p> <p style="text-align: right;"><平成 22 年度検討・結論></p>

【その他 その他】

規制改革事項	高度外国人材の受入促進のためのポイント制度の導入
規制の概要	<p>出入国管理及び難民認定法において就労可能な在留資格として専門的・技術的分野の在留資格を設けており、更に受入れ人数枠を設定していないなど、諸外国と比べてオープンな制度となっている。</p> <p>しかしながら、就労可能な専門的・技術的分野の在留資格を有する「高度外国人材」については、受け入れが十分に進んでいるとはいえないのが現状である。</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>優秀な高度外国人材をできる限り多く、できる限り長く受け入れるために、特に受け入れを促進すべき高度外国人材の対象範囲を明確化し、職種の特性に応じて学歴、資格、職歴等の項目を評価の対象としたポイント制を導入することで、在留期限や手続等についての優遇措置を講じるべきである。</p> <p>なお、高度外国人材の対象範囲については、現行の入管法上で「就労が認められる在留資格」に限定することなく、今後のわが国経済の成長を支える分野の人材についても包含されるようにすべきである。</p>
要望具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・日本経済の活性化や国際競争力の強化という観点から、既存の制度・枠組みにとらわれず、高度外国人材を有効活用すべく新たな仕組みの導入を含めて、日本国としての基本戦略を構築すべきである。なお、近年イギリスが経済社会のダイナミズムを増して来た背景には、優秀な外国人を活用するため戦略的な受入れ制度を構築してきたことがある。日本も今こそ、優秀な外国人の戦略的な受入れを進めていくべきである。 ・アニメ・ゲーム等のコンテンツ及びファッション等の文化産業は特にアジア圏で支持されており、今後の日本経済を牽引する産業となる可能性を大いに秘めている。更に大きく成長させるためには、我が国が世界中の優秀なコンテンツクリエイター等を受け入れ、文化創造とイノベーションの拠点となるべきである。そのためには、優秀ではあるものの現行制度化では学歴・職歴等の要件を満たさず、就業可能なビザが発行されない人材に対しても、ポイント制等で我が国で就業可

		<p>能なビザを発行できるようにすることの検討も必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、我が国の「モノづくり」を担っている中小企業は後継者不足から高齢化が進み、研修・技能実習生等に支えられていることも少なくない。今後もこの技術を国内で継承するためには、例えば、彼らが技能資格や国家資格等を取得した場合には、高度人材に準ずる者として、ポイント制を適用し在留期限や手続き等の優遇措置を受けられるようにするべきではないか。
担 当 府 省 か ら の 回 答	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・高度人材の受入れを促進するためには、高度人材にとって魅力のある雇用・労働環境や社会・生活環境の整備等がまずもって重要であり、政府全体でその整備に取り組む必要がある。出入国管理行政においては、その取組に併せ、高度人材の受入れを促進するための措置として、ポイント制を活用した高度人材に出入国管理上の優遇措置を講ずる制度の導入を検討していく予定であるが、現行の受入れ範囲内で、特に受入れを促進すべき高度人材の対象範囲を明確化しつつ検討することとしている。平成21年5月の高度人材受入推進会議報告書においても、その旨記載されている。 ・なお、同内容を盛り込んだ第4次出入国管理基本計画が平成22年3月に策定されたところ。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・外国高度人材の受入れを促進するため、関係省庁による雇用・労働環境や社会・生活環境の整備等の取組に併せ、出入国管理行政においては、ポイント制を活用した高度人材に出入国管理上の優遇措置を講ずる制度の導入を検討していく予定である。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	
当該規制改革事項に対する基本的考え方	<p>1. 外国人材を受け入れる必要があるのか。</p> <p>少子・高齢化が本格的に到来する中で、我が国が経済活力や潜在成長力を高めるには、少子化対策に加え、若者・女性・高齢者といった国内人材を最大限活用することは極めて重要である。</p> <p>しかしながら、我が国の産業の付加価値を更に高め、経済成長や雇用創出を生み出すためには、日本人の優</p>	

	<p>れた能力に加え、異なるバックグラウンドを持つ高度外国人材の発想や能力・経験を活用し、イノベーションを引き起こすことも同様に重要である。例えば、近年のイギリスの経済的復興は戦略的な高度外国人受入れ制度に一因があると言われている。</p> <p>2. 日本人の労働市場に影響はないのか。</p> <p>単純に、現在あるいは将来の労働力不足の穴埋めをするのではなく、異なる発想や経験を基に我が国の産業の付加価値を高め、更なる経済成長や新たな雇用を生み出せる能力のある人材を受け入れるという発想に立つべきである。また、高度な外国人材と切磋琢磨することにより、日本人自身の能力の更なる向上も見込まれる。更に、その中から海外に向かって優れた日本ブランドを発信できる日本人の増加も見込まれるのではないか。</p> <p>3. 優秀ではあるものの、現行の基準では学歴や職歴等で要件が満たせず就業可能なビザが発行されない人材に関して、ポイント制での受入れを検討するのは時期尚早ではないか。</p> <p>欧米だけでなく、アジアでもシンガポールや韓国・台湾等は以前から高度外国人材を積極的に受け入れる施策を実施している。言語的ハードルが高く、当該制度の後発国である我が国は、より成果を出すために先行国と同様の制度のコピーに止まらず、より幅広く積極的に受け入れるべきである。</p>
<p>対処方針</p>	<p>第4次出入国管理基本計画において、今後5年程度で検討することとしている、現行の基準でも就業可能なビザが発行される高度外国人材に対するポイント制を活用した出入国管理上の優遇制度の導入について検討し、結論を得る。 <平成22年度中検討・結論></p> <p>また、現行の基準では学歴や職歴等で要件が満たせず就業可能なビザが発行されない高度外国人材についても、ポイント制を活用することにより要件を緩和し、就業可能なビザが発行できる制度の導入について検討し、結論を得る。 <平成22年度検討開始・平成23年度中結論></p>